

教育委員会の代理人として弁護士、寺内弁護士、二人の弁護士がついたわけですが、この両弁護士とも、こういう教育関係でいわゆる教育委員会側といえますか、行政側、権力側の代理人としてよく出てくる弁護士ですからこういう審理のやり方をよく知っておるわけです。ところが、私たちが処分理由を明らかにしろと求めた事柄に対して基本的には明らかにしない、ほとんどその内容について釈明をしないというような態度に出てきた。これは、本件についての非常に特徴的な事柄だったと思うんです。

求釈明・釈明という問題は、第四回目の一九八七年二月二六日あたりからのやりとりになるわけなんですけれども、私たちとしても釈明を求めた事柄に百パーセント答えるとは当然思ってたかった。それにしても基本的にはほとんど答えない。その場で答えよという要求に対しても、いや書面でこたえるという形でその場でのやりとりを頑なに拒否するという戦術に出たわけですね。たしかに依頼を受けた弁護士立場では事情がよく分らない所がありますから答え

られないというのでも分らんことではないわけですが、しかし横には教育委員会の関係者が並んでいる。よく事情を知っている当事者が並んでいるわけですね。当然その場で答えるべきなんですけど、それについても答えないと、それでいぶ審理も混乱したようなところがありました。釈明に対する教育委員会側の対応というのは非常に特徴的であったと思うわけです。

明らかにした処分の本質

最終的には、この点については、公平委員会の側が処分者である教育委員会に対して釈明をしないという求釈明決定を出したわけですね。一九八八年の三月の一日になりまして、第六回と第七回の間に書面で処分者に対して、非常にポイントが絞りましたけど、いくつかの点について処分した側に対して、処分理由を明確にしろという要求を出した。審理の中で公平委員会が職権でこういう命令を出すということも、非常に異例なことではあるんです。これは当然、私たちの要求に基づいてやっ

たわけですね。答えるよう命じた第三点だけ言いますと、鈴木先生の身分がアテ指導主事になるかどうかということ、これはこの強制配転で鈴木先生の身分がどうなったのかという非常に基本的な、根本的な問題なんですけど、そのことについてはそれまで全然明確でなかったものです。これも教育問題はよく手がけている弁護士なら即答できるはずの問題なんです。これに対する教育委員会の回答は、アテ指導主事というのは、いわゆる県費負担職員、公立の小中学校の教員が指導主事になる場合をアテ指導主事というんだと、鈴木先生の場合はそうじゃないからアテ指導主事ではないというものでした。通常、アテ指導主事というのは、私たち素人でもよく聞く話ですけれども、学校に籍を置いた状態で指導主事になる、これをアテ指導主事と普通よんでいるわけですね。その後、私たちが調査した中でも、ほかの教育委員会は全部そういう扱いをしているわけです。ところが、先ほど言ったように、全く的外れの釈明をしている。それともう一点大事なのは、鈴木先生が強制配転によって市立芦

屋高校の籍を失っているのかどうかという、これも基本的な問題なんですけど、その点についても釈明の命令が出まして、これに対してどう答えたかといいますと、鈴木先生は市立芦屋高校には在籍はしていないと、していないけれども、教員たる身分は持っているんだと、こういう釈明をしているわけですね。これも公平委員会の委員が首をかしげておったわけですが、先ほど言いましたように、アテ指導主事というのは、学校に籍を置いたままで指導主事になる状態ですから、学校の籍がないということは、そもそも考えられないわけですね。本件については市芦の籍は失っていると、しかし教員たる身分は持っているから、要はそんなに大きな身分変更じゃないんだと、こういうことを処分者側としては言いたいわけなんです。もしこの教育委員会の言っているような内容であるとしたら、鈴木先生は学校籍を持たない教員である、こうなってしまうんです。学校籍を持たない教員というのは、はたして世の中にあるのだろうか、このやりとりをしている時に、公平委員会の審査長から率直に疑

問が出されているわけなんです。一体身分的にどうなのか、はたして市芦の籍があるのかどうかという基本的な問題についても非常に常識外れといえますか、明らかにおかしい見解しか述べられない。こんな非常に簡単な問題に関して支離滅裂な応答をせざるを得ない、そのあたりを見ておりましたら、本件の処分の本質というのが分かるような気がしてきます。

そのほか、教員の定数問題が大きな問題としてあるわけなんですけど、それについても求釈明・釈明というやりとりがあつて、公平委員会の方からも明らかにしろと求められたのですが、その問題についても非常に曖昧な対応といえますか、やりとりをしてもはっきりしないんです。本来、教育委員会の方が自信を持ってこういう処分をやっておったのであれば、まず私たちの側から釈明を求められたら即答しておかしくないわけですね。即答しなくても、公平委員会の方から釈明をしろと言われた段階では、もっと誰しもが納得できるような理由を述べて当然なわけですね。それが実にギクシャクとした内容で、しかも内容たるや

支離滅裂なものしか答えられていない、これはまさにまず市芦から教育委員会にとって都合の悪い先平方を排除して、あとから理由をくつつけたというふうな、この一連の処分の本質が、この審理の当初の段階での処分者側の対応に出ているというふうに感じとったわけですね。

不得要領の前田証言

そういうやりとりが、当初、七回目の審理ぐらいまで続きまして、その段階でいつまでも空中戦をしようとする方がないわけですから、こちらの方から、これまでの市芦や芦屋の教育の歴史について、本件については背景論になるでしょうけど、かなり膨大な準備書面を各先生方に分担をさせていただいて出しました。これを読めば、本件の処分の本質というのは十分理解できるはずなんですけど、いよいよ第八回、今年の六月二日の審理から、一番重要証人である前田和夫前校長の尋問が始まりました。当初の雰囲気からしましたら、おそらく教育委員会にとって重要

な証人であつて、要の証人であるはずなんです。かなりの回数の尋問をやりそうな雰囲気があったわけなんです。ところが蓋を開けてみましたら、二回の尋問で終わるんですね。

そのうちの第一回目の尋問というのは、ほとんど河村・深沢両先生の処分問題についての答弁に費やしたわけですね。その内容というのは、これは私たちから見ると、よく言うなというか、よく恥ずかしいなというふうな、率直に思ったんですけど、無断職場離脱ということを確認するために勤務時間中ずっと無断職場離脱がないかどうかを確認しておいたよ

うな主旨の証言になってくるわけですね。誰が何時ごろ出ていったかというのを十分に確認したと、ずっと校長室から校門を見ておつて、全部その時間は把握したと、こんな証言をしてるわけなんです。おそらく処分者側としたら、それだけきっちり確認しておいたんだから、無断職場離脱というのは明らかだと、こういうふうなことを言いたいんでしょうけれども、しかし結果的には、組合の活動について四六時中監視していたとい

うことを、図らずも言ってしまうわけですね。しかもあとで申し上げますけれども、学校日誌には、ほとんど組合活動、組合の執行部の方々の動向について特記事項で逐一書いています。中には分会の会議まで書いておくわけなんです。結局処分の根拠をできるだけ詳細に出そうとしたため、逆に本件処分の不当労働行為性というものを前田が証言してくれたという感じを受けたわけですね。

それから問題なのは、あとの鈴木先生それからその後処分された六名の先生方の強制配転に関連する前田前校長の証言なんです。この証言は予想していたよりも非常に簡単と言いますか、拍子抜けするような内容だったんです。本来は、前田校長、これは現場の最高責任者ですから、強制配転をするにあたって、なぜこの先生を選びますか、この配転についてどれだけの必要性があったのかというところを、いちばん責任をもって答えんとあかん立場にある人物ですね。ところが七名の先生方の配転理由について説明した事柄というのは、例えば鈴木先生は何年に市芦に來られて、教科は何を教え

決議文

私たちもまた一陣の風、野を焼く火

一九八六年九月、芦屋市教委は市芦高教組委員長・書記長に対して「勝手に職場を離れた」との理由をデッチ上げ、停職一カ月という不当な処分を行った。

日をおかず、十月一日には、「教師があり余っているから減らす」との口実を、これまたデッチ上げ、組合活動家の一人を学期途中、市芦から排除した。

このことを手始めとして市教委の道理を外れた暴力は、生徒・教師・親に加えられ、それに抵抗するものはすべて排除するということが「教育改革」という名で進行中である。

この二年間で、九名の教師を市芦から排除し、生業である教職を奪ってきた。それに象徴されるように、組合とその運動を事実上解体させることを狙いとする弾圧が重ねられている。

二年引き続いて、入試において定員内で大量の生徒を切り捨ててきた。五八名もの多数の子供の教育の機会を奪い、その未来を閉ざしてきた。「高校で勉強する資格のないもの」と言い放ち、切り捨てた子供への一片の痛みを持つことなく、むしろ「教育改革」の成果として喧伝している。組合とその教育運動に向けられたなりふりかまわぬ市教委の暴悪は権力の徹底した教育への支配・統制を企図したものであった。

権力の奴隷にはならぬという教員を排除し、市芦へ希望を託す子供とその親に校門を閉ざした学校の中では、教員と生徒への管理だけが横行している。

市芦管理職はこの二年間わたって一度としてまともな職員会議を開くことがなかった。教員の自由な意見を恐れ、封殺してきた。処分と職務命令でしか教員と対することはなかった。

いわけです。前田証人の証言はほったらかしておいて、あとはこちらが処分の不当性を立証すれば、それで足りるぐらいの証言でしかなかったわけです。

偽造された学校日誌

証人を立てて何らかの事実を証明するというこの意味合いは、処分者側からするとですね、この七名の先生方を配転した理由はこのにあったんかと、だからこの処分は不当といわれるいわれはないんだということを証明するという意味で本来あるわけです。しかも前田校長というのは、いちばん大事な人物であるはずなんです。ところがその証言内容は、これはもうほとんど一時間もかからなかったわけですけど、結局聞いて、結果的に残っておるのは、第三者が見て、強制配転された七名の先生方は、経歴は、あ、こういう経歴だったんだなということぐらいしか残っていない。強制配転という処分の正当性なんて、どこからも出てこない。いったい教育委員会として前田証人に何をしゃべらせようとしたのか、全然わからない。

これは最大の問題なんですけど、今年の九月七日にありました第十一回の審理で、特に深沢・河村両先生の無断職場離脱に関連して、両先生が何時から何時まで学校を離れたのかということを書いておる学校日誌を証拠に出したわけなんです。ところが、私は非常に大発見だったと思いますけど、その学校日誌の用紙が途中でかわっている。かわっているのも気がつかずに、ある特定の日の深沢先生の無断職場離脱の時間について、もともと書いておった時間を書き直して、新しい用紙で学校日誌を差しかえておったということが客観的に分かり、そのことについて初めて前田校長を追及したわけです。もともととは深沢先生が一四時から一七時まで学校を離れておったということが書かれてあったわけなんですけど、差しかえられたあとに

満員の傍聴を背景にして

この学校日誌の偽造問題については、公平委員会の中で明らかにされて追及されただけで、これについて前田がその場ではしどろもどろで、何の返答もできない。次の審理でこれをどう彼が弁解するのか、これ非常に楽しみなわけなんですけど、こういう問題については、ただ公平委員会の審理の場で追及するだけではなくて、明らかにこれは公文書偽造なんですから、それ以上の追及を公平委員会以外の場でもやっていく必要があるだろうと思うんです。当初の求釈明・釈明の段階ではほとんど処分者側が言うべきことを言わないという態度から、それから証拠を偽造するという、こういう手段に出てまで、彼らが処分を維持しようという、こういう公平委員会の審理の流れを見ておりましたら、私は、非常に、向こうが追い込まれておるといふ事情、状況を反映しておるといふふうに見えるんじゃないかと思うわけです。

特に審理がもう十回を超えているわけなんですけど、常に傍聴席

が満員で、審理が行なわれているわけなんですけど、こういう形で公平委員会の中で闘争が継続できるといふこと自体、教育委員会に対するプレッシャーになっているというふうに思います。特に前回の前田前校長の学校日誌の偽造問題から、非常に問題が基本的な教育委員会側の公平委員会に対する態度の問題にまで入ってきたわけで、今後この問題に限らず、さまざまな形で責任追及というのは続ける、しかもいちばん重要証人である前田校長に対しては、これは、できるだけ重要なポイントに絞ってですけども、時間をかけて追及することになるだろうと思います。そのあと教育委員の人間を証人として出すという、おそろくそれで証人としては終わりたいという、こういうふうな言い方をしておるわけですけども、現場の問題は前田校長がいちばん知っておるわけですから、まずこの前田校長に対する責任追及を全力をあげてやる。おそろく教育委員会の担当者の言うことは、ほぼ予想できるわけですから、芦屋市の教育行政のあり方そのものにつ

いて、その証人についても徹底的に追及するといふ、これがしばらく続くだろうと思います。それが一段落してからこちら側の立証に入っていくという流れで、期間はある程度からざるをえないわけなんですけど、当初考えられておったように、教育委員会を追いつめた形で審理が続いておるといふふうには、御報告できるだろうと思います。

先ほど申し上げましたように、この審理そのものが公開ということで、代理人という形で関与しておりまして、傍聴席の声援というものが非常に心強いわけでした。今後の審理も傍聴席を常に満員にしたいというふうに思います。

う提案をしようたんで、私らは儲ける時は、どんどん、ガッポガッポと儲けといて、会社がちょっと儲からんようになったら、溜めとる貯金でも出して、メシ食わしてくるんかと、おもうて一生懸命働いてるのに、会社がちょっとでも赤字やいうと、早速のところクビが切られると、そんなもん私らそうムザムザとクビ切られるかと怒ったら、指名解雇というのをしよったですね。「指名解雇」というのは団体交渉せず一方的に、クビ切り通告をするんです。勝手に会社側が解雇基準というのを設けて。ウチの会社は、十三項目ほど設けとったらしいんですけどね、ちょうど私、その十三番目に当たったんですね。ちょっとその中味を紹介しときますとね、私も、あんまり賢い人間やないから、言われても当り前かもわからんけど、技能上達の見込なし(笑い)こういうことを言いよったんですよ。この男は技能が低劣にして、将来も上達することがない、こう言うんですね。

私ね、戦争中からずっと養成工で働いてまして、設計の仕事をしとったんですけど、終戦後は一

旦、国鉄に行っちゃってまして、又再入社しましたからね、その時、全然新しい職場に入りまして、半年もせんうちに、組合運動やったものですから、ほとんど現場で仕事しとらへん、専従ばかりしとったからね。専従をしながら、現場で働くことが出来ませんから、仕事の上の上達は出来ませんわ。だから技能低劣にして、というのは、これはまあわかるんやね、仕事をせなんだら低劣なのは当り前や、そのうでしょ。勤続年数が九年あるのに、半年しか現場で働いてなかったら同じ九年の者に比べてですね、低劣になるのは当り前でしょうが、ほで、低劣にして、というのはだから私、臍におちるからね、あやっぱり低劣やなあ、そんなん他人に言われんでもわかってるわい、とこう思とったんだけど(笑い)「上達の見込なし」というのがついてるわけや、そのあと。(笑い)私もまあ、一人前の人間ですから、年がいきやあ嫁さんも貰うし、嫁さん貰えば、子ども出来るしね。ほいで、子どもやって、ウチの親父、若い時何しとったんや、と聞いて、この解雇通告を見てやね、「技能低劣にして上達の見込なし」

とこう見られてね、親父これ黙ったんか、そんなんやったら俺に勉強せよとか、一生懸命、仕事やれとかいうことは、言わんじやろなあと聞き直されてみなはれ、どうもこうもならん。(笑い)ほいで、私がその低劣にしてまではまあ辛抱するにしても、上達の見込なしというのは取ってもらいたい、ここのだけはやってみなわからんから取ってもらいたい、これ十年位かかった、それ取ってもらうだけで。そのためには地方労働委員会や、中労委に持ち込み、それであかんたら地方裁判所でやり、地方裁判所であかんたらまた、高等裁判所でやりと、うふうにやって大凡十年位かかった。十年位かかってようやく、会社がそれを取ってくれた。取ってくれたけど、もう行くところないわけや。元の会社つぶれてしまった、あんな雇うところおまへんわ、いうて終り。結局の所は、もうその文字だけ、「上達の見込なし」の文字だけ、ちゅう文字だけは形式的に撤回させたんだけど、そんなもん撤回させるだけで十年かかったね。

しかし、その当時はあんまり「闘う人々」というのは、特殊な人間

気張って闘ったらアカン

今、権利の問題とかね、憲法の問題とかいうのは、これ学校の先生なんかには教えないかんわよ。平く子どもに教えないかんわよ。平和憲法・民主教育、こんなもんは当り前のように教えないかん。天皇陛下の話にしても、イギリスの「サン」とかいう新聞報道に、日本の大使館が、抗議文を出したんやね。戦争中に今のヒロヒト天皇の名前でもって、宣戦布告をしたんや。だからそれ取り上げてね、これ「戦犯」じゃないかと、向うさんは被害受けとる側だから言うわけや。そしたら天皇陛下を侮辱した、こういうて怒ってるんや、な、「元首」なんやからと、こういう

てるわけや。日本の天皇は「象徴」であって「元首」ではないと、われわれは戦後ずっと信じてきたんだけど、外国に向けてもの言う時には、日本の天皇は「元首」なんだと、ウチの悪口言うてもうたら困ると、こんなことが堂々と国の名前で言われとるのやねん。向うに開き直られて、結局まあそれ以上はよう追求せんのかやね。そんな世の中やね。

要するに、労働組合は闘うのは当り前や、闘うから労働組合というとなんやという時代から、労働組合は闘わんのが当り前、闘う奴は「非行少年」か「ヤクザ」なんやというような時代に変わりよるんやね。だからといって、みんながその風潮に巻きこまれてしまつて、それに抗議する声があがらんたら、戦争中の大政翼賛会や産業報国会と一緒になっちゃう。みんながそういう風潮に抗議する、そういう風潮をひっくり返すために努力する、そういうことをせんようにする権力の支配体制が、この市芦の問題で学校にも及んだと私は思うんですよ。だから、市芦が特殊なものでなくて、本当に闘うとおもったら、みんなこう

いう状態を、どこの企業でも、どこの職場でもやられとんねん。そこで、「闘う」ということは特別なことやねんというふうに思わんことなんですね。余所が闘わんようになつとんだから、オレが闘うとんやから、これは特別なことをやとるんや、いうて相手が宣伝するのは仕方ないけれど、自分が同調して、特別なことやとるんやというふうに気張らんことなんです。気張ってばかりでは長続きはしない。闘争に平常心、まあ日常の生活態度と同じ状態の中で闘争が続くような状態をつくり上げていかんとね、この闘争は長期化できない、いつかこのものになっちゃう。

労働者はみな同じ人間や

私は二七才の時にクビ切られまして、今日までどこの会社も雇ってくれへんのやな。普通の労働組合やったら、どっかの会社に籍がないと組合の役員になられへんやね。現に私は、鉄鋼労連の中執をしとったのにクビ切り反対闘争をして、労働組合が解雇を承認した途端に組合員ではなくなっ

た。こんな労働組合、外国にはないですよ。日本だけだそうなんです。会社の籍がなくなった途端に労働組合員でなくなるといふうなやり方をする労働組合というのは、従業員団体であって労働組合とはいえないそうです。労働組合法のどこを読んでも、会社の従業員しか労働組合を作れない、会社の従業員以外の者の作った、いわゆる失業者の入った労働組合であれば労働組合として認めることができないのだ、というように読みとることはできない。だから私はクビ切られて会社の籍はないんだけど、ここに書いてある通り全港湾の関西地本の書記長になつてるわけ。ほんなら全港湾の関西地本というのは全部が全部、いま八千人位居りますけど、会社に籍のないもんばかり居るんかなあと思たら、これまた間違いです。(笑)団体交渉して、会社との間で賃金・労働条件を決めとるのだから、会社に籍のない者ばかり集めて、どこの会社が労働協約を結ぶかな、やっぱり、ウチの労働組合は会社に籍のある人がたくさん居るといふことや。しかし、そんななかに私のように会社の籍の

無い者も居るちゅうことや。日教組とか、いろんな労働組合の名前がよけ出てくるけど、どこもそういうふうな仕組みになってますか。会社に籍のない者、それぞれの官庁に籍のない者、そういう人達が労働組合に入り、労働組合の役員として活動して団体交渉に出て行つてね、籍のあるものと同じように扱われる労働組合は、外国にはあるんだけど、日本では珍しいと、こうなってるんですね。こうやって向うが勝手にクビ切ってくるんやったら、籍の無い者だって労働組合に残る必要が出てくる。当局は余所のやり方をまねて、この市芦の分会、日教組の組合員として活動さしちやいかんじやあないかいようになつてくるんじやないですか。そうすると何も日教組の組合員になるのが、学校の先生の籍を持つてるもんだだけならんでもええんやったら、私らも日教組に入れてくれへんかな。(笑い)そしたらあんたらより強いんでえ(爆笑)。何故強いかわらへん、労働者はおんなじ人間やから強いも弱いもないねん。ただ港湾労働者は、教育公務員の籍がないもんだから、教育公務員の法律で責任

追求が出来ないんやな。これやから強い。ぼくら団体交渉に行っても、A社の就業規則が私には通用しないの、A社の従業員でないから。「こら社長」とこういって、後で「お前さっき、「こら社長」、言うたな(笑)」言って後から、就業規則で責任追求してきよるがな。労働協約では処分できるの、就業規則でやられるのは、その会社の従業員であるからやられるわけ。だから私らがよ、こんな無茶する芦屋の教育長であればよ、私らが一時的にちょっとここへ間借りして(笑)、「俺らにやってみて、俺らにやってみてくれ」とこれくらいは言える権利があるんじゃないかしら。

消費税なんかも、もう目茶苦茶な税制やね。貧乏人ほど高い税金取られる、国が労働者を苛めたり労働組合を弾圧する、例えば国労つぶしをやっている。私らも昨日まで港湾労働者に対する新らしい法律を施行するという事で労働者交渉をしてきたんです。なにもこの人だけがやられてるわけな

いんです。教師の問題は教師だけの問題で、一般の住民とか、保護者とか、生徒とかいうものと別個の問題であるというふうに考えないで下さい。

教師もまあたかだかというたら、語弊があるから言いませんけれど、まあ言うところけれど(笑)実際は、われわれと同じ様にえらい目にあわされてる仲間の一人、私はそういうふうに解釈しています。そしたら私たちがね、同じ様な形でスクラム組んで、同じ様な立場で相手と喧嘩する時にお互いに、一緒やるといことは少しもおかしいことじゃないでしょう。

みんな同じ事をやってるんだから、それをね、普通の言葉と、普通の生活の中へ問題を持ち込んでね、たくさん、できるだけ多くの人達の共感を呼ぶことが出来ると思いますよ。

この頃、学校の先生のいろんな活動がおさえられたりして、父兄と手を組んで一緒にやるという運動がだんだん抑圧されとんですね。校門の外へ先生を出さんように、ものすごくしめつけがきついですね。だから、先生が校門の外へ出てこれるのであったら、わ

れわれを、校門の中へ引っ張りこんだらどうですか。校門の中でわれわれ父兄、一般の市民が先生と一緒に闘えるような場所をね、作ったらいかがですか。私はやっぱりもっともとお互いに連帯し、もっともとお互いに団結して、「闘う人」が決して特別の人でも、少数なわけでもないということからね、実際にみせてやらなんだら相手はわからんですよ。実際に首すじつかまえてね、直接話をするのと以外からさせる方法はないんですよ、ああいう人は本当の労働者が辛いとか、本当の貧乏人が苦しんでいるとかいうのはわからんのですよ。

遠くから見てもアカン

私らがクビ切られた時の尼鋼の闘争ではね学校の先生がね、私らの闘争しとる家庭の子どもが教材買うためのお金持ってこれないでしょ、ストライキをずっとしとんだから、そしたら学校の先生がちゃんとそのことをかばうてくれてね、こういうふうにするればその人たちがね、安心して勉強が受けられるということを経験の中でち

んと言うて呉れたんや。尼崎の三和市場があります、ああいうところの八百屋や魚屋でもストライキが終ったら金返してくれたらええとストライキ中は、ツケで、魚でも、野菜でも売ってあげると、こういうて、「労働提携の店」というハリ紙をしてくれてね、応援してくれたりです、ほたら、われわれはどういうふうにしたらええか思ったら、「ゼニ」が無いもんだから、市役所の方に団体でおしかけて行って、俺ら、ストライキでメシが食えなで、ここで全部死んでしまつたら、今までたくさん市民税納めてきた尼崎の「鉄鋼の街」というのは消えてなくなるぞ、だから、俺たちが十分に今まで通り働けるように、市役所としてはちゃんと、俺たちにメシ食わす方法を考えんか、とこういふふうにやっただけです。その時にまたま、事業税の問題でその三和市場のオッサンらが沢山来とったわけや。「オッサン、なにに来とんや」と言うたら、「オレとて事業税ようけ取られてエライ目にあつとんや」「うん、よし応援に行こ」とその場で応援に行つて、商

二年闘ったら何年も闘える

皆さん方が二年間もこんなけ闘ってきた、ということは二年間だけの問題ではないんです。私はクビ切られて、いまだクビ切られっぱなしになつてくるけど、仮にクビが切れたとしても、本人が正しいことを主張せんかぎりあかんのです。私がクビ切られた時にウチの会社でクビ切られるような者が他所へ行つてメシ食えるわけがない、もう一週間もしたらオレとこへ尻尾たれて、こらえてくれと頼みに来るよって、と会社の重役が言うた。助けてくれ、いうて一週間もせんうちに泣きついてくるんや、向うは思うとるわけや。そうわいかんでしょ。人間そ

うは簡単に白旗あげて降参してお助け下さい、てなことは言えんでしょ。人間にはそれぞれ根性もあるし、土性骨ちゅうのがあるんだから。そうするとやっぱり、私が正しいことをしとったんだということを書いて貰えないかんわけや。相手に認めさすまで頑張らなあかんわ。これ途中でね、しぶしぶでも

ひつこくなら駄目や。私らもそうでせ、十年間もやっただけからよう上達の見込なし、というのは取れたけれど、あれを九年九ヶ月でやめてみなはれ、いまだに「上達の見込なし」がついたままじゃないか。

二年間やっただけはもう三年でも五年でもやれるわけや。やれん、言う人は、はじめの一週間か三日で上手上げしとる。はじめの一週間や十日、一年は一番苦しい。三月とか一年ものすごく苦しい。もう二年もやっただけいぶん慣れてきたはずや。(笑)

もう家族の人も、こういってたら語弊があるかもしれんが、自分の「ダンナ」の考え方というのがわかってきとるはずや。今まで「ダンナ」がええ人を嫁はんにもらわなかんから、エエ格好ばかり言うてね、ウソ八百並らばたてて、ワシもそれやってきたから(笑い)、それで実際にクビ切られてみなはれ、やっぱり「ダンナ」はどんな「ダンナ」であつたか、ほんまに裸で、素裸になつてね、やっぱり女房と話し合はんことにはメシが食えんだけじゃなく、女房に

もメシ食わされへんのじゃから。だからエエ格好ばかりはしとられへん。だからそこから本当の人間と人間のつき合いというのが始まる。

夫婦であつたとしても、みなエエ格好しいしてる間は、本当の意味で夫婦じゃないんや。いや、夫婦でせ、私、いつもやってま

つさ、いやこれ言うたらあかん。(笑い) 心と心が本当に交流してこそ夫婦で、子供でできるだけなら夫婦じゃない。子供できても、離婚する人が大勢いるのやから、離婚せなあかんちゅうのは、本当に夫婦になつてないからやで、ふうは言うたんやけど、それ以上にはなつてないんや。(笑い) 夫婦でさえもそうだから、仲間同士であつても夫婦以上のつきあいできんはずがないと私は思とんです。だって、万国の労働者団結せよ、というんでしょ、我々は汚ないところ見合せなんだから、団結なんかにできないよ。

きれいとこばかり見せあいして、エエとこかくして。つまみ食いする時は俺一人、仕事さす時はお前、うまいことする時は俺が一人でやるから、悪いことする時は

売人は金儲けしとんのに、とおもいよつたけど、事業税の話で、それも儲かってないんかなと。聞いてみなわからん、話してみなわからんお互いに。だから遠方からだけ見たら、学校の先生はもう楽しんでな、まあ何もせんとうけ懐へ金つっここんどるやろな、と他人はおもとるかもわからんで。しかし、実際に現場で交流してみたら、生活の中でいろんな話し合いをすれば、そりゃあそんなの放つとけん、俺らもやられたことあるわと、だから応援・支持、お互いに助け合なあかんというので盛り上つてくると思いますよ。

遠方の方から見たら、細かいものが見えん。神戸港という所を六甲山の上から見るとは、われわれ働いてる現場で汗流して、労災で怪我をしたり、肺ガンになつたりね、手足がなくなつたりするような重労働の職場であるというのは、あの六甲山の上からみたら視えてこん。そういう意味でお互いに遠方の方からかけ声ばかりかけ合うとつても、なかなか実態はつかめんと思うのです。

お前らせえ、仕事は俺しんどいか
らお前らせえでは、これじゃ本当
の団結にも連帯にもならん。

ひっこんどられん

私はまあそういう風に考えとる
ので、私みたいな人間をなんでこ
こへ呼んだんかな、私わからの
やけど(笑い)、こういうとこへ
来て、ばくにこんなこと言われて
腹が立たん人はおらん筈なのに、
なんでこんな腹が立つような人呼
んだんかなと思うんだけど、私は
やっぱり呼ばれた限り、ウソかく
しなく、本当に人間が素裸になっ
て闘うんだということをここにお
られる皆さん方に訴えたいし、現
に私も二七才で首切られて、今だ
に「首」はつながってないわけや
しかし首がつながってないから
うて、メシが食えんかというたら
メシも食える、労働運動できんか
というたらできるんや、立派にで
きるんや。関西地本の書記長い
たら立派なもんやで(笑い)、そ
ら、芦屋の水道労組の委員長さん
ほどでないけどな。(笑い) 八〇
〇〇人組合員おってみいな、そら
立派なもんやで。日本の「日産」、

日本の「製鋼」とか「電機」とか
いっても、みんな港湾から原料入
ってきて、港湾から製品を出さん
ことにね、一億上回る人口がメシ
食うていかれへんのや。この港で
働く労働者を、「タチンボウ」や
「アンコ」やらとかいうてね、人
間並みの扱いしてこなかったで
しょうが、ばくに言わしたら、こ
んな日本の国が成り立つか、成り
立たんかというような、大事なこ
とをしてる人間に対してでも、ろ
くすっぱな取扱いをしてこなんだ。
国鉄みてみなはれ、日本の輸送
力の動脈やいうてきた。そして明
治からずっと成り立ってきた、国
鉄の労働者に対してやね、これい
まうしろで、ライメン売りをやっ
てるけど、清算事業団いうて、あ
れ名前はエエけど「監獄」じゃな
いか。そんなとこへほりこんでね、
国鉄の一等運転士やで、一口に一
等運転士・一等機関士と言っても
なかなか国鉄では簡単になられへ
んのやで。そんな人間をみな、国
労の組合員であるというだけの理
由で清算事業団に放りこんで人間
扱いしとらんや。

このことからみたって、どこで
もこんなことがやられてるとい

ことや、「闘う人々」はこういう
目にあわされとる。黙って泣き寝
入りしたら、全部「ヤクザ」や「非
行少年」扱いされちゃうというの
がいまのご時世や。絶対に我々は
ひっこんどられんし、黙っとられ
ん。こういう形でせつかく皆さん
方が狼煙をあげてる、この狼煙に
我々も同盟し、我々も合流し、こ

の大きな狼煙がもつと大きく大
くなり、日本国中を火焰で包むよ
うな「小さな火花」になりたいと
いうことを申し上げて、私の報告
にいたします。どうもご静聴あり
がとうございました。

活動日誌〈抜粋〉

1988.9.16~10.15

- | | | |
|------|----------------------------|----------------------------------|
| 9・16 | 市役所早朝ピラ、夕方駅
ピラ(公文書偽造) | に第二次強制配転。通信No 21
発送。法対会議 |
| 17 | 芦屋市部落解放研究大会 | 3 校門前・市役所早朝ピラ、夕
方駅ピラ(鈴木先生再強配) |
| 21 | 法対会議 | 4 第十一回公開口頭審理、国鉄・
阪神の会結成大会に参加。 |
| 24 | 拡大事務局会議 | 5 「教育を考える会」に参加。 |
| 26 | 事務局会議、分執対市交渉 | 6 市民ら五人と市教委の話し合い。 |
| 27 | 事務局会議 | 8 事務局会議 |
| 28 | 事務局会議 | 12 事務局会議 |
| 29 | 市芦反弾圧闘争二周年集会 | 14 共同購入実施 |
| 30 | 集会決議文を市教委へ提出。 | 15 西阪神支部教研 |
| 10・1 | 鈴木先生が愛護センター
話し合いを約束させる。 | |

おわびと訂正

前号、第二十一号の通信の一〇頁に「麦の家」の電話番号が〇七
九七―三二―三七七―とありましたが、〇七九七―三二―七七七―
に訂正させていただきます。